

長野市長 加藤久雄様

長野市情報公開審査会
会長 田下 佳代

長野市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

令和3年7月9日付け3監第576号で諮問のありました事案について、下記のとおり答申します。

記

1 審査会の結論

長野市長（以下「実施機関」という。）が、令和3年4月27日付け3監第83-2号で不存在を理由に行った行政情報不存在決定は、妥当である。

2 審査請求に至る経過

(1) 公開請求

審査請求人は、長野市情報公開条例（平成13年長野市条例第30号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、長野市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地〇の土地に係る昭和43年度から44年度の国土調査の地籍調査票、地籍簿、地籍図、調査図及び立会票について公開請求を行った。

(2) 実施機関の決定

実施機関は、公開請求のあった行政情報について次のとおり決定し、審査請求人に通知した。

ア 長野市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地〇の土地に係る昭和43年度から44年度の国土調査の地籍調査票、地籍簿、地籍図及び調査図については、条例第11条第1項に基づき、行政情報部分公開決定（令和3年4月27日付け3監第83-1号長野市行政情報部分公開決定通知）をした。

イ 長野市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地〇の土地に係る昭和43年度から44年度の国土調査の立会票については、存在しないため、条例第11条第2項に基づき、行政情報不存在決定（令和3年4月27日付け3監第83-2号長野市行政情報不存在決定通知）をした。（以下「本件処分」という。）

(3) 審査請求

これに対して、審査請求人は、本件処分を不服として、令和3年5月13日付けで、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

(4) 諮問

実施機関は、令和3年7月9日付けで、条例第18条の規定に基づき、当審査会

に対して諮問した。

3 審査請求人の主張の要旨

「審査請求書」から、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 令和3年4月22日付けで、長野市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地〇の土地に係る昭和43年度から44年度の国土調査の地籍調査票、地籍簿、地籍図、調査図及び立会票について、行政情報提供申出書により開示を求めたところ、地籍調査票、地籍簿、地籍図及び調査図については令和3年4月27日付け3監第83-1号により部分公開決定の処分があったが、立会票については不存在決定の処分を受けた。
- (2) 長野市は、その理由を、「保存年限を過ぎたため」としている。
- (3) しかしながら、立会票以外の資料については保存され、情報が開示されていることから、国土調査時の重要な資料であり、同様の保存年限であると考えられる立会票のみが、保存年限経過を理由に不存在とする本件処分は不自然であり、長野市情報公開条例第7条の「行政情報の公開義務」の規定に違反しており、違法である。
- (4) 本件処分により、審査請求人は、長野市情報公開条例第1条に明記されている、市民の知る権利、行政情報の公開を請求する権利を侵害されている。また、文書は状況把握、必要書類のために保存しているにもかかわらず不存在とは、住民を支援する意に反する。市長は襟を正してほしい。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が、「弁明書」及び意見陳述で行った主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 地籍調査において「立会票」という名称の行政情報は存在しないが、審査請求人は、地籍調査の作業の一つである土地所有者との境界確認（一筆地調査）において、誰が立ち会ったのかが分かる資料を「立会票」として公開請求していると考えられる。
- (2) 土地は個人の財産であり、昭和40年代の地籍調査においても、当然、土地所有者等との立会を実施し、資料として調査時代に立ち会った者の記録等（以下、「立会人記録」）が存在していた可能性はあるが、現存していない。
これは〇〇地区に限ったことではなく、同年代に実施している他の地区の地籍調査においても同様である。
- (3) 当時の本市文書分類表において、地籍調査関係綴が10年の保存年限とされていることから、立会人記録が存在していたとしても既に廃棄されている可能性が高く、不存在決定の処分とした。

なお、部分公開決定とした「地籍調査票等」については、手続きの透明性の確保や成果の信頼性の向上、成果の利活用につながる重要な資料と考え、保存年限10年を経過した現在も保存している。

5 審査会の判断理由

(1) 基本的な考え方

条例第1条には、「この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政情報の公開を請求する権利を明らかにすることなど情報公開の総合的な推進に関し定めることにより、市民の市政参加を一層促進するとともに、市

の諸活動を市民に説明する責務を果たし、市政運営における透明性の向上を図り、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって公正で開かれた市政の発展に寄与することを目的とする。」とされている。この条例において、実施機関が保有する情報は原則公開とされており、条例の目的を実現するため、その運用に当たってはこの理念が十分に尊重されなければならない。当審査会は、この基本的な考え方に沿って、本件審査請求について判断するものである。

(2) 本件審査請求に対する審議事項について

本件審査請求は、実施機関が行った立会票の不存在決定に対するものであることから、その存否について調査審議する。

(3) 本件請求行政情報の存否について

ア 立会票

実施機関からの提示資料及び事情聴取等を総合的に判断すると、立会人の氏名が分かる「立会票」は、行政情報として存在しないものと判断する。

地籍調査の作業の一つである土地所有者との境界確認（一筆地調査）においては、現地調査の経過を「地籍調査票」に記録することとなっており（地籍調査作業規程準則第23条第2項）、現在使用されている「地籍調査票」には立会人署名欄があることから、ここに記載された者が立会人であると確認できる。

しかし、昭和43年度当時の「地籍調査票」には所有者意見欄はあるが、立会人署名欄がない。所有者意見欄は、現地調査を行った結果、分筆、合筆、滅失、不存在、地番変更等が生じた場合に記載する欄であるため、「地籍調査票」を見分しても立会人が誰であるか不明である。当時の現地調査においても土地所有者が立ち会ったと考えられることから、「立会人記録」が存在していた可能性はあるものと推察する。

イ 「立会人記録」の不存在と市の規程の関係について

市においては、公文書の保存年限を含む行政情報の原則的な取扱いに関し必要な事項を定めている。昭和43年度の行政情報については、長野市文書取扱規程（昭和41年長野市訓令第7号。以下「規程」という。）に基づき取り扱われたと考えられる。規程を見分したところ、「地籍調査関係綴」の保存年限は10年と定められていることを確認した。

また、当該公開請求に関する「立会人記録」のほかに、昭和40年代に実施された地籍調査に関する「立会人記録」をすべて確認したが、現存しなかったとする実施機関の主張に特別不合理な点は認められない。

(4) 結論

当審査会としては、前述のとおり、審査請求人の「立会票のみが、保存年限経過を理由に不存在とする本件処分は不自然であり、違法である。」とする主張は当たらず、当該公開請求のあった行政情報は存在しないものと判断した。

以上のことから、当審査会は、本件処分について、「1 審査会の結論」のとおり判断した。

(5) 審査にかかわった委員

会長 田下 佳代、委員 小泉 真理、委員 飯田 武寛、委員 関 良徳、委員 横地 克己

審査会における調査・審議の経過

年 月 日	内 容
令和3年7月9日 (審査会)	<ul style="list-style-type: none"> ○実施機関から「諮問書」及び「弁明書」を受領 ○実施機関による口頭理由説明 ○審議
令和3年7月15日	○審査請求人に「弁明書」及び「意見書提出通知」を送付
令和3年8月25日 (審査会)	○審議
令和3年9月30日 (審査会)	○答申